# 経営あ役立ち情報

お問い合わせ先

**\*\*20770-22-2611** FAX.0770-24-1311 E-mail Tcci\_Soudan@tsuruga.or.jp

# 脱制改正により

払い込んだ生命保険料に応じて、一定の金額が契約者(保険料負担者)のその年の所 得から差し引かれる「生命保険料控除」という制度があります。税率を掛ける前の所 得が低くなることにより所得税・住民税の負担が軽減されます。"今までの制度はその まま"として、新たに契約する生命保険は、新たな制度の対象になります。

100,000円超

### Q.いつの契約から新しい制度の対象になるの?

▲ . 平成24年1月1日以後に契約した生命保険から、新し い生命保険料控除の対象となります。なお、新規の契 約だけでなく平成24年以後に契約の更新があった場 合や、特約を中途付加した場合、転換した場合などは、 その契約全体の保険料が新しい制度の対象になります。



### 【Q.平成24年以後、年の途中で更新した場合はどうなるの?

▲.更新した月以後の保険料が新しい制度の対象になります。

### **(Q.新しい制度になって大きく変わる点は?**

▲ 新しい制度では、「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」に 加え、「介護医療保険料控除」が新設されます。主契約と特約のそ れぞれの保険料は保障内容ごとに3つの保険料控除へ分類されます。

### ①一般生命保険料控除 …………

生存または死亡に起因して支払う保険金、 その他の給付金に係る保険料

### 

入院・通院等にともなう給付部分に係る保険料

### ③個人年金保険料控除 …………

個人年金保険料税制適格特約の付加され た個人年金保険契約等に係る保険料



### **「Q.新しい制度での控除額がどうなるの?**

A.「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」 「介護医療保険料控除」とも控除額の計算方法 は同じです。計算方法は、以下のとおりです。



### 旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)に基づく場合の控除 年間の支払保険料等 控除額 25,000円以下 支払保険料等の金額 25,000円超~ 50,000円以下 | 支払保険料等×1/2+12,500円 50,000円超~100,000円以下 支払保険料等×1/4+25,000円

### 新契約 (平成24年1月1日以後に締結した保険契約等) に基づく場合の控除額 F問の古北/足陸料等

一律50.000円

年间の又払休険科寺	控 防 額
20,000円以下	支払保険料等の金額
20,000円超~40,000円以下	支払保険料等×1/2+10,000円
40,000円超~80,000円以下	支払保険料等×1/4+20,000円
80,000円超	一律40,000円

### 「Q.「平成23年以前の契約」と「平成24年以後の契約」がある場合は?

▲.「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」については、旧制 度と新制度でそれぞれ計算して合計することができます。 ※詳細については、下記までお問合せください。

| お問い合わせ先 敦賀商工会議所 経営支援・地域振興グループ

# KONBUKAN

## こんぶ、コンブ、昆布のことなら すべてわかる



★入場無料 ★年中無休 営業時間/AM9:00~PM5:00 〒914-0038 福井県敦賀市坂の下小河田3-1 TFL (0770) 24-3070

オリジナル商品のお問合せは 000120(52)5204

土木・建築・住宅資材総合商社・太陽光発電

### 小森商事株式会社

代表取締役会長 小 森 博 臣 代表取締役社長 小 森 英 雄

社/敦賀市蓬莱町8-6 ☎(0770)22-0771

福井支店/福井市高木2-1109 ☎(0776)54-1140 小浜支店 / 小 浜 市 加 茂 24 - 14 ☎(0770) 57-2101 金沢支店/金沢市神野1丁目27-1 ☎(076)249-4251

営業 所/美浜・富山

### 品

機械工具・鋼材・配管材料・保安用品・建築金物 伝導用品·建設、土木資材·理化学機器·測定工具 ステンレス・金属加工・エコロジー商品・厨房用品

# /KnWnSe



# 株式会社 河 瀬

福 井 県 敦 賀 市 相 生 町 21 の 17 〒914-0062 TEL (0770) **22-5250** 代 FAX(0770)25-6501